

○第252回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：令和4年5月19日（木） 10：00～11：43

議事概要

（1）動物用医薬品（マホプラジン）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、マホプラジンは、評価の考え方^注の3の（3）の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。

（2）動物用医薬品（イソシンコメロン酸ニプロピル）に係る食品健康影響評価について

審議の結果、マホプラジンは、評価の考え方^注の3の（3）の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

* マホプラジン：

豚の鎮静剤で、日本国内で動物用医薬品として承認されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

* イソシンコメロン酸ニプロピル：

殺虫剤（昆虫忌避剤）で、日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

注：「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。）（参考資料1）